

吸収分割に係る事前開示書面

2026年1月26日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

2026年1月26日

吸収分割に係る事前開示書面

(承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項
分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 深山友晴

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
エー・シー・エス債権管理回収株式会社
代表取締役社長 松山正弘

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」といいます。）及びエー・シー・エス債権管理回収株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025年11月28日付で吸収分割契約書を締結し、甲を承継会社、乙を分割会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価についての定めの相当性に関する事項

本分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲がその発行済株式の99.75%を保有する子会社であり、本分割による甲及び乙の財産状況の変化が軽微であることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 分割対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 に記載のとおりです。
- (2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 分割会社についての次に掲げる事項

- (1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 に記載のとおりです。
- (2) 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社及び分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生後における甲及び乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、甲及び乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。以上より、本分割の効力発生日以後における甲及び乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1
吸收分割契約書

吸收分割契約書

エー・シー・エス債権管理回収株式会社（以下「甲」という。）とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という。）は、第2条に定める本分割事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

第1条（当事者の商号および住所）

吸收分割会社および吸收分割承継会社の商号および住所は、下記のとおりである。

記

(1) 甲：吸收分割会社

商号 エー・シー・エス債権管理回収株式会社
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

(2) 乙：吸收分割承継会社

商号 イオンフィナンシャルサービス株式会社
住所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

第2条（吸收分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸收分割の方法により、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）をもって、甲の営む事業のうち、データ分析コンサルティング業（なお、債権管理回収業務は含まれないものとし、以下「本分割事業」という。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

1 本吸收分割により乙が甲から承継する本分割事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。また、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに生じた本分割事業に関する権利義務については、甲乙間で別途合意されたものを除き、別紙1「承継権利義務明細表」に基づき、乙に承継されるものとする。

- 2 本吸收分割による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。
- 3 承継対象権利義務に含まれる契約または当該契約に基づく権利義務を本吸收分割により承継することが当該契約に定める甲の義務と抵触し、効力発生日の前日時点において当該義務の履行が困難であると見込まれる場合その他甲または乙に著しい不利益が発生する場合、甲および乙は、協議の上、当該契約または当該契約に基づく権利義務を承継対象権利義務から除外することができる。
- 4 承継対象権利義務のうち資産および負債については、甲の2025年2月末日（以下「基準日」という。）現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加減して確定する。
- 5 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

第4条（本吸收分割に際して交付する金銭等）

前条第1項に定める承継対象権利義務の承継に係る対価は、無償とする。

第5条（効力発生日）

本吸收分割の効力発生日は、2026年3月1日（以下「効力発生日」という。）とする。なお、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（吸收分割契約の承認等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、法令上、本吸收分割に必要となる手続（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に定められる手続を含む。）を適切に履践する。

第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本分割事業に係る業務の執行および財産の管理を行い、本吸收分割に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとするときは、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

第8条（本吸收分割条件の変更および本契約の解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変

その他の事由により甲または乙の財産状態または経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸收分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸收分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（費用負担）

乙が本吸收分割により甲から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第10条（管轄合意）

本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項および本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

本契約締結の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

2025年11月28日

住 所 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
(甲) 会社名 エー・シー・エス債権管理回収株式会社
役 職 代表取締役 松山 正弘

住 所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
(乙) 会社名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
役 職 代表取締役 深山 友晴

承継権利義務明細表

本吸収分割において、乙が甲から承継する本分割事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の内容は、次のとおりとする。

1 資産

- (1)本分割事業に関する未収入金等の流動資産の一切
- (2)本分割事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の固定資産の一切

2 負債

- (1)本分割事業に関する返金負債等の流動負債の一切
- (2)本分割事業に関する資産除去債務等の固定負債の一切

3 雇用契約

本分割事業に従事しているか否かを問わず、甲の全従業員との間の雇用契約上の地位および権利義務。

4 雇用契約以外の契約上の地位等

本分割事業に関する、その他の契約（雇用契約および上記 1 または 2 において甲から承継されない資産または負債に関する契約を除く。以下「本件契約」という。）における契約上の地位および本件契約に付随する権利義務。ただし、本件契約のうち本分割事業に関しない条項等がある場合は、本分割事業に関する部分に限る。また、本件契約のうち、会社分割による契約上の地位の移転が契約の解除事由、終了事由、違反事由を構成する可能性がある等の理由により、当該契約の相手方当事者の同意を得る必要があるものは、甲が相手方当事者の同意を得て、乙に引き継ぐものとする。

5 許認可等

本分割事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものの

以上